平成２８年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町27番１－1102号
債務者　蓑田　信治
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５号
北海道岩見沢市大和２条６丁目21番地　アルファ大和２号室
債務者　遠藤　伸勝
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１６号
北海道岩見沢市大和２条６丁目21番地　アルファ大和２号室
債務者　遠藤恵美子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１２８号
埼玉県三郷市彦音１丁目10番地、旧住所埼玉県吉川市高久１丁目１番地26
債務者　齋藤　瑞生
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西２丁目７番地２　ウエストセブン103
債務者　柴田　恭成
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
千葉県八街市沖2322番地４
債務者　松井ゆきい
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６９号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目７番地９　麦田ハイツ101
債務者　林　　久夫
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６５号
福井市北四ツ居１丁目９番29号　リッチハイム203号、旧住所福井県越前市東千福町17番２号
債務者　全身もみほぐし「まごころ」こと　齋藤友紀雄
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２７号
名古屋市守山区八剣２丁目815番地　レジデンスアコード201号
債務者　小楠　友子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４０号
名古屋市熱田区二番２丁目１番27号　シャンブルナルカワ３－Ｂ号
債務者　安部　丈二
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４１号
名古屋市熱田区二番２丁目１番27号　シャンブルナルカワ３－Ｂ号
債務者　安部　敬子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５号
山口県下関市稗田西町18番22号
債務者　大内建装こと　大内　義則
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目１番１－401号　Ｆステージ古波蔵レイクフロント
債務者　義元　京子（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市安浦町３丁目13番地14　スカイコーポ安浦101
債務者　志賀ゆか里（旧姓堂前）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５１号
熊本県宇城市松橋町松橋1357番地　竹崎ハイツＡ102号
債務者　岩﨑　裕介
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７５号
栃木県宇都宮市下栗町2299番地　グループホーム宇都宮
債務者　舘野　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係